

第31回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年12月17日(月)午後6時10分～午後9時00分

場 所 生駒市役所 401・40会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司、眞杉紀久代

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀
本慎一、同室主査 眞銅美雪

風間副会長、山田委員欠席

今回は、情報公開条例改正に係る審議のみのため、事務局が実施機関
を兼ねる。

- 配付資料
- 1 レジユメ
 - 2 生駒市情報公開条例の改正について〔中間報告〕(案)
 - 3 「生駒市情報公開条例の改正について」中間報告への意見募集
(パブリックコメント)手続の実施について(案)
 - 4 諮問個第26号に係る答申書
 - 5 第30回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

議 題 1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 中間報告について

(2) パブリックコメント手続の実施について

2 その他

審議事項

1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 中間報告について

事務局案を項目ごとに審議することになった。

委員からの意見により変更した部分は、以下のとおりである。

〔中間報告(案)〕

1 条例の目的(現行条例第1条関係)

条例の目的条項に「知る権利」を明記することが適当である。

【説明】

「知る権利」については、多くの見解があり、法的には未だ成熟していない概念であるが、情報公開制度を象徴するものとして広く知られており、市民の市政参加への意識を変えるという面で、大きな役割を果たしてきたと考えられる。したがって、目的規定の中には「知る権利」を明記するとともに、併せて市民の市政参加の促進のためといった理念を盛り込むことが適当である。

〔意見により変更する部分〕

【説明】の3行目「市民の市政参加への意識を変える」を「市政参加への意識をより向上させる」に変更する。

2 対象公文書の範囲(現行条例第2条・第10条関係)

請求対象となる公文書の範囲を「組織共用文書」に拡大し、電磁的記録についても、範囲を拡大するとともに情報化の進展に対応した開示の方法をとることが適当である。

【説明】

対象となる公文書の範囲については、情報公開の推進という観点から、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものに限定せず、「組織共用文書」（実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している文書）まで開示請求の対象とすることが適当である。

「電磁的記録」については、情報化の進展等を踏まえて、電子計算機処理に使用する物に限定せず、開示方法についても、機器の進歩や情報の種類の多様化に対応し、できるだけ開示請求者の希望する方法で開示できるよう必要な措置を採ることが適当である。

意見による変更はなかった。

3 請求権者（現行条例第5条関係）

公文書の開示を請求することができる者の範囲を市民等に限定せず、「何人も」に拡大することが適当である。

【説明】

現行条例では、請求権者を市の行政に何らかの利害関係を有する広義の市民に限定しているが、市域を超えて広範囲に活動を行っている団体等もあり、行政も閉鎖的なものではなく、相互に関連、影響しあうものであるため、請求権者を「何人も」に拡大し、市民以外からの請求にも応じることにより、より公正で開かれた市政が推進されることが考えられる。

〔意見により変更する部分〕

【説明】の3行目以降を次のとおりに変更する。

「…、相互に関連、影響しあうものであるため、市民以外の者からの請求にも応じることにより、より公正で開かれた市政が推進されることが考えられるため、請求権者を「何人も」に拡大することが適当である。」

4 請求及び決定

(1) 開示請求の補正（現行条例に規定なし）

開示請求書に形式上の不備がある場合に、請求書の補正を求めることができる規定を条例に明記することが適当である。

【説明】

現行条例では規定はないものの、運用として、請求書に記入もれがあったり、公文書の特定が不十分であったりしたとき等は、そのまま請求を却下等するのではなく、実施機関が必要な情報を提供して補正を求めているが、請求者の権利を保障する観点から、条例に明記することが適当である。

〔意見により変更する部分〕

【説明】の1行目「…、運用として、請求書に記入もれがあったり、公文書の特定が不十分であったりしたとき等は、…」を「…、運用として、請求書への記入もれや公文書の特定が不十分であるなどの形式上の不備がある場合には、そのまま請求を…」に変更する。

【説明】の3行目「を却下等するのではなく、…」とあるが、「を却下するのではなく、…」に変更する。

(2) 開示決定等の期限（現行条例第9条関係）

開示請求に係る決定等の期限を延長することができる特例を設けることが適当である。

【説明】

開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、所定の期間内（45日以内）にそのすべての開示決定等を行うことが、他の事務の遂行に著しい支障を生じさせると認められる場合には、当該公文書のうちの相当部分について当該期間内に決定し、残りの公文書については、相当の期間内に決

定を行えば足りる旨の規定を設けることが適当である。

意見による変更はなかった。

5 不開示事項等（現行条例第6条関係）

(1) 原則開示の明記

開示義務を条例に明記することが適当である。

【説明】

原則開示の考え方をより明確にするため、「不開示情報が記録されている公文書については、当該公文書の開示をしないことができる。」旨の規定を「不開示情報が記録されている場合を除き、開示をしなければならない。」との表現に改め、実施機関に公文書の開示義務があることを条例に明記することが適当である。

意見による変更はなかった。

(2) 法令等の規定により不開示とされている情報（現行条例第6条第1号）

現行条例の規定に、法定受託事務に関して、国の行政機関から開示してはならない旨の明示の指示がある情報を加えることが適当である。

【説明】

他の法令又は他の条例等の規定により開示することができないとされている情報は、この条例でも不開示とするもので、この規定を維持すべきである。また、地方分権一括法の施行により新たに設けられた法定受託事務に関して、開示をしてはならない旨の明示の指示（法律又はこれに基づく政令の規定に直接根拠を有する場合に限る。）により不開示とされている情報については、当該指示は法的な拘束力があり、実施機関としては法律上これに従う義務がある。したがって、法令秘情報は、法令又は条例の規定により開示することができないとされている情報に加え

て、当該指示を合わせて条文に規定することが適当である。

意見による変更はなかった。

(3) 個人が識別される情報（現行条例第6条第2号）

ア 個人情報の定義は、現行条例の「個人識別型」を維持することが適当である。

【説明】

個人情報の規定の仕方については、プライバシーであるかどうかを基準とする方法もあるが、プライバシーの内容は、法的にも、社会通念上も必ずしも明確ではないことから、個人情報を最大限保護するため、現行条例の「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」という個人識別型を維持することが適当である。

意見による変更はなかった。

イ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とすべき個人情報に加えることが適当である。

【説明】

作文や反省文、カルテなど個人の人格と密接に関係している情報や、未発表の研究論文などのように公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報などは、個人が特定できない情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるので、不開示とすべき個人情報に加えることが適当である。

意見による変更はなかった。

(4) 法人等の正当な利益を害する情報（現行条例第6条第3号）

ア 現行条例の規定の趣旨を基本的に維持することが適当である。

【説明】

法人等の事業活動に関する情報は、社会的にも尊重されるべきであり、競争上の地位等が不当に損なわれないように保護されなければならないので、現行条例の規定の趣旨を基本的に維持することが適当である。

意見による変更はなかった。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）

で規定している「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」については、規定する必要はないと考える。

【説明】

現行条例には規定していないが、法では、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報（以下「任意提供情報」という。）については、条件を付けることに合理性があると認められた場合に限り、不開示とする旨を規定している。不開示にするには、条件を付けることの合理性が必要になるものの、この規定を入れることで、従来よりも不開示の範囲が広がる可能性があり、また、この規定がなくても、他の規定で対応が可能と思われるので、新たに規定する必要はないと考える。

〔意見により変更する部分〕

【説明】を次のとおり変更する。

「法では、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付けることに合理性があると認められた場合は、不開示とする旨を規定しているが、この規定がなくても、他の規定で十分対応することができると思われるので、新たに規定する

必要はないと考える。」

(5) 公共の安全等に関する情報（現行条例第6条第4号）

現行条例の規定の趣旨を基本的に維持した上で、適用される要件をより明確にするため、「犯罪の予防又は捜査」に関する情報を加えることが適当である。

【説明】

本号は、人の生命、身体等の保護と平穏な市民生活を守る観点から、開示をすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報を不開示とすることができるように規定しているが、適用される要件をより明確にするため、「人の生命、身体、財産等の保護」という規定に「犯罪の予防又は捜査」を加えることが適当である。

意見による変更はなかった。

(6) 国等との協力、信頼関係を損なう情報（現行条例第6条第5号）

当該条文を削除することが適当である。

【説明】

この規定は、国又は他の地方公共団体との協力、信頼関係を継続的に確保する観点から、開示をすることにより国等との協力、信頼関係が著しく損なわれる情報は、不開示とすることを定めたものであるが、実施機関によって恣意的な運用がなされるおそれがあり、この規定がなくても他の不開示事項で判断が可能であると考えられるので、当該条文を削除することが適当である。また、従来この条文で対応していた法定受託事務に関して法令等に基づく国等の明確な指示等により不開示とされている情報については、法令秘情報に含めることが適当である。

〔意見により変更する部分〕

【説明】の6行目「...である。また、従来この条文で対応していた...」を「また、「5 不開示事項等の(2)法令等の規定により不開示とされている情報」で述べたとおり、従来この条文で対応していた...」に変更する。

(7) 意思形成に支障が生ずる情報（現行条例第6条第6号）

意思形成に著しい支障が生ずる情報の規定については、対象となる情報を「審議、検討又は協議に関する情報」に改め、不開示となる情報について、開示をすることによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、市民の間に混乱を生じさせるおそれ及び特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれに限定するなど、開示した場合の支障を具体的に明示し、その支障が不当に生じる場合に限定することが適当である。

【説明】

市政への市民参加という観点からは、政策を決定する過程の情報も広く公開されることが望ましく、「意思形成に支障が生ずる情報」という規定は、最終的な意思決定に至る連続した行政過程のどの部分を意味するのか明確でなく、実施機関により不開示の範囲が拡大解釈されるおそれがあることから、対象となる情報を「審議、検討又は協議に関する情報」に改め、そのような情報の中で、特に、開示することによって生じる支障を、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの」と、より具体的かつ明確に規定することが適当である。

〔意見により変更する部分〕

本文の3行目「...率直な意見の交換若しくは意思決定の...」以降を次のとおり変更する。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不当に不利益を及ぼすおそれに限定するなど、開示した場合の支障をより具体的かつ明確に規定することが適当である。」

(8) 事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報（現行条例第6条第7号）

行政機関が行う事務事業について、当該事務事業の性質に着眼して分類し、それぞれの分類ごとに開示することによって生じる支障を具体的に明記することが適当である。

【説明】

現行条例では、事務事業の性質上、開示になじまないものの例示として、事務事業の種類を挙げているが、多種多様な行政情報に対応するため、包括的かつ抽象的な表現となっていることから、不開示の範囲が拡大するおそれがある。したがって、行政機関が行う事務事業の性質に着眼して分類し、それぞれの分類ごとに開示することによって生じる支障を具体的に明記し、要件がより明確となるよう規定を整備することが適当である。

意見による変更はなかった。

(9) 公文書が存在しない場合の決定（現行条例に規定なし）

公文書が存在しない場合の決定を、不開示処分に含める旨を明記することが適当である。

【説明】

現行条例では、公文書が存在しない場合の決定については、明文の規定がないものの、運用で形式的要件を満たさない不適法な請求として却下の決定を行っている。

条例上、行政処分であることを明確にし、不服申立てや行政訴訟の対象となることを明らかにするため、公文書が存在しない場合の決定について、条例に明記することが適当である。

〔意見により変更する部分〕

【説明】の4行目、冒頭の「条例上、」を削除し、「行政処分であることを明確にし」以降を次のとおりに変更する。

「行政処分であることを明確にし、不服申立てや行政訴訟の対象となることを明らかにするため、公文書が存在しない場合の決定について、不開示処分に含める旨を条例に明記することが適当である。」

6 公益上の理由による裁量的開示（現行条例に規定なし）

不開示情報が記録されていても、個々の事例における特殊な事情等により、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の判断によって開示することができる旨の規定を設けることが適当である。

【説明】

不開示情報に該当する場合であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合があり得るという観点から、不開示情報が記録されていても、公益上特に必要があると認めるときは実施機関の判断によって開示することができる根拠規定を設けておくことが適当である。

なお、この規定が濫用されないように、また、実施機関が恣意的に判断しないようこの規定の適用については慎重な運用に努めなければならない。

意見による変更はなかった。

7 第三者保護に関する手続き（現行条例第9条第6項関係）

対象公文書に第三者に関する情報が記録されている場合は、当該第三者の権利利益を保護するため、意見聴取する手続を設けるとともに、第三者から反対の意思が示されたにもかかわらず開示する場合には、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保するなど、第三者の権利利益を保護するための手続を条例に規定することが適当である。

【説明】

現行条例では、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示に際しては、任意の判断で第三者の意見聴取を行うことができるとの規定を設けているが、第三者に関する情報を公益上の理由によって、例外的に開示しようとするときは、適正手続の理念から、第三者の権利利益を十分に考慮し、意見書を提出する機会を与え、当該第三者が開示に反対する意見表示をした場合は、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保するなど、第三者の権利利益を保護するための手続を条例に規定することが適当である。

意見による変更はなかった。

8 存否応答拒否（現行条例に規定なし）

当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を条文に規定することが適当である。

【説明】

現行条例では、公文書の存否を答えること自体が不開示情報を開示したことになる場合（個人を特定した生活保護受給に係る公文書の開示請求があったときなど）については、明文の規定はないものの、運用で文書の存在自体を明らかにすることがないように、請求拒否の決定を行っている。

条例上、行政処分であることを明確にし、不服申立てや行政訴訟の対象となることを明らかにするため、当該公文書の存否を明らかにしないで、

開示請求を拒否することができる存否応答拒否についての規定を条例に設けることが適当である。

〔意見により変更する部分〕

【説明】 1行目「現行条例では、」から3行目「...については、」までを次のとおりに変更する。

「現行条例では、例えば個人を特定した生活保護受給に係る公文書の開示請求があったときなど、公文書の存否を答えること自体が不開示情報を開示したことになる場合については、...」

9 土地開発公社等の情報公開（現行条例に規定なし）

(1) 生駒市土地開発公社の情報公開

生駒市土地開発公社を実施機関に加えることが適当である。

【説明】

生駒市土地開発公社は、市とは別の独立した法人格を有することから、現行条例では、実施機関には含めていない。しかし、「公有地の拡大の推進に関する法律」の規定により地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的として設立された法人であり、市が全額出資していることや設立に当たっては議会の議決が必要であること等、実質的には市と一体であると考えられることから、実施機関に含めることが適当である。

意見による変更はなかった。

(2) 出資法人等の情報公開（現行条例に規定なし）

出資等法人及び公の施設の指定管理者の情報公開については、実施機関に準じて情報公開に努めるために必要な措置を講ずるものとし、実施機関においてもその業務内容や自立性を尊重しつつ、必要な指導を行う旨の規定を設けることが適当である。

【説明】

市が相当の割合で出資その他財政的支出を行うとともに職員を派遣している法人（財団法人生駒市ふれあい振興財団、財団法人生駒メディカルセンター、社団法人生駒市シルバー人材センター、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会）及び公の施設の指定管理者については、市政の一部を補完又は分担していることから、公正で開かれた市政の実現のためには、これらの法人についても、その業務内容や自立性に配慮しつつ、自主的に情報公開を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるべき規定を設けるとともに、実施機関に対しても、法人に対し必要な措置を講ずるよう指導を行う旨の規定を設けることが適当である。

なお、指定管理者については、その保有する当該管理に関する情報の収集に関し、実施機関が必要な措置を講ずるものとする規定を設けることが適当であるとの意見もあった。

意見による変更はなかった。

10 不服申立ての手続（現行条例第12条）

不服申立てについては、公正な判断と不服申立人等の権利利益を保護する観点から、処理手続に関する規定の整備を図ることが適当である。

【説明】

不服申立てについては、公正な判断と不服申立人等の権利利益を保護する観点から、審査会への諮問の対象となる事由を明確にするとともに、不服申立人等に対して、審査会に諮問を行った旨の通知を行うこと及び第三者から開示に反対の意思が示されたにもかかわらず開示決定する場合には、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保することなど処理手続に関する規定の整備を図ることが適当である。

意見による変更はなかった。

1 1 事案の移送（現行条例に規定なし）

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなど、他の実施機関において開示決定等を行うことについて正当な理由があるときは、事案を移送することができる規定を設けることが適当である。

【説明】

請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものである場合などに事案の移送ができる旨の規定については、現行条例で規定していないが、開示請求に係る公文書が他の実施機関から提供を受けたものであるとき等、請求を受けた実施機関自らが請求事案を処理するよりも、提供元等の実施機関の方が迅速かつ適切に当該事案を処理できる場合には、法にならい、事案を移送することができる規定を設けることが適当である。

意見による変更はなかった。

1 2 公文書の開示に係る手数料（現行条例第 1 1 条）

公文書の開示に係る手数料については、現行条例どおり無料とすることが適当である。

【説明】

情報公開制度の趣旨及び利用しやすい制度とするため、手数料については現行どおり無料とすることが適当であり、費用負担は、写しの交付に係る作成費用及びその送付の費用に限定することが適当である。

なお、委員の中からは、営利目的の請求については、情報公開制度本来の趣旨から外れた利用であると思われるため、手数料を徴収すべきという意見もあった。

意見による変更はなかった。

13 請求方法について（現行条例第8条）

情報化の進展等を踏まえ、請求者の利便を図るため、従来の窓口での受付や郵送による請求以外のファクシミリやインターネット等の請求についても、事務処理上の問題を含めて検討を進め、必要な条件整備を行うことが適当である。

【説明】

請求方法は、情報化の進展等を踏まえ請求者の利便を図るため、従来の窓口での受付や郵送による請求以外のファクシミリやインターネット等による請求についても、誤送や対象公文書の確認等の問題、受信機器の整備その他の事務処理上の問題を考え合わせて検討を行い、必要な条件整備を行うことが適当である。

意見による変更はなかった。

(2) パブリックコメント手続について

〔事務局説明〕

パブリックコメント手続条例（以下「手続条例」という。）がこの12月議会に上程されており、議決された場合は、来年4月から施行される。今回の情報公開条例の改正に当たってのパブリックコメント手続については、手続条例の施行前であるが、手続条例に準じた方法で実施する。

意見募集の期間は、平成20年1月21日から2月20日までの1カ月間で、その間、中間報告及び関係資料については、市のHPに掲載するとともに、市役所3階の市政情報コーナー、中央公民館等に備え付ける。

意見の提出方法は、文書課情報公開室への持参、郵送、ファックス及び電子メールとする。

パブリックコメント手続後のスケジュールとしては、市民から寄せられた意見に対する回答の検討と、意見を踏まえた答申を取りまとめるための

審議を3月初旬に行い、3月中旬に意見募集の結果の公表を行う。また、3月下旬に市長に答申を提出する予定である。

2 その他

事務局から以下の連絡があった。

修正後の中間報告については、後日、各委員に送付する。

会議録（案）についても、後日、各委員に送付するのでご確認いただきたい。

3月の審議会の日程を調整した結果、3月7日（金）午後6時～となった。

